

独立行政法人勤労者退職金共済機構業務方法書の変更について（概要）

第 1 趣旨

平成 24 年 3 月 30 日に WTO 政府調達委員会において採択された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（以下「議定書」という。）を日本国が受諾（平成 26 年 3 月予定）することとなったことに伴い、契約の特例に係る規定の整備を行う必要があるもの。

第 2 改正内容

独立行政法人勤労者退職金共済機構が締結する契約に適用される国際約束に、現行の政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）に加え、議定書によって改正された協定を追記することとするもの（第 16 条関係）。

第 3 施行期日

この業務方法書の変更は、上記議定書によって改定された協定が日本国において効力を生ずる日から施行する。